岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和８年１１月２４日（火）　岐阜県発表資料			
担　当　課	担　当　係	担　当　者	電話番号
住宅課	住宅企画係	谷口	内線 4842 直通 058-272-8693 ＦＡＸ 058-278-2783

「岐阜県住生活基本計画（案）」に対する県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、住生活基本法に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、令和４年３月に「岐阜県住生活基本計画」を策定し、住宅施策を総合的に推進してきました。

この度、令和８年３月に変更された国の住生活基本計画や、本県の住宅事情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和８年度から令和１７年度までを計画期間とする新たな計画案を取りまとめました。

今回の変更では、住生活に関する施策を一体的に推進するため、「岐阜県高齢者居住安定確保計画」及び「岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を本計画に統合するとともに、本計画の一部をもって「岐阜県マンション管理適正化推進計画」を新たに策定することとしています。

ついては、この計画案に対して、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

１　意見の募集対象

岐阜県住生活基本計画（案）

２　意見の募集期間

令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月２４日（木）

※郵送の場合は１２月２４日消印有効、ＦＡＸ、電子メールの場合は１２月２４日必着

汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）での回答は１２月２４日２３時５９分まで

３　計画（案）の閲覧方法

（１）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県民意見募集　web 検索

岐阜県庁ホームページ＞分類でさがす＞くらし・防災・環境＞住宅＞住まいの情報＞「岐阜県住生活基本計画（案）」に対する県民意見募集（パブリック・コメント）

http://www.pref.gifu.lg.jp/page/525706.html

（２）印刷物

・県庁（１階情報公開・行政相談窓口前、１１階住宅課）
・各建築事務所（西濃、可茂、東濃西部、飛騨の各総合庁舎）
※閲覧時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日を除く）

４　意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、郵送、ＦＡＸ、電子メール、汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）のいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係　行
・郵　　送：〒５００－８５７０（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
・Ｆ　Ａ　Ｘ：０５８－２７８－２７８３
・電子メール：c11659@pref.gifu.lg.jp
・汎用電子申請基盤（LoGo フォーム）URL：https://logoform.jp/f/KGa7J

【留意事項等】

・件名を『「岐阜県住生活基本計画（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
・「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
・ご意見を提出される場合は、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。ご記入がないものについては、本募集の意見として受付できない場合があります。
・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
・ご意見は、日本語で記載してください。
・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

５　問い合わせ先

岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係
受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分（土日祝日を除く）
電話番号：０５８－２７２－８６９３（直通）
ＦＡＸ：０５８－２７８－２７８３